

母が婚姻を解消した日の属する年の前年（当該手当に係る第六条の認定の請求が当該婚姻を解消した日の属する年の一月一日から五月三十一日までの間に行われた場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）における当該児童の父又は母の所得が、その者の所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）に規定する扶養親族（当該児童を除く。）及び当該父又は母の同法に規定する扶養親族でない児童で当該父母が婚姻を解消した日の属する年の前年（十二月三十一日）において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、父又は母が日本国内に住所を有しないこと、父又は母の所在が長期間明らかでないことその他の特別の事情により父、母又は養育者が父又は母に当該児童についての扶養義務の履行を求めることが困難であると認められるときは、この限りでない。

5 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

（支給の調整）

第四条の二 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該児童に及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童に對する手當は、当該児童については、支給しない。

2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、又は父者に対する手当は、当該児童については、支給しない。

第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万千百円とする。

2 第四条に定める要件に該当する児童であつて、父が監護し、かつ、これと生計を同じくするもの、母が監護するもの又は養育するもの（以下「監護等児童」という。）が二人以上である父、母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額（次条（手当額））

第一項において「基本額」という。）に監護等児童のうちの一人（以下この項において「基本額対象監護等児童」という。）以外の監護等児童につきそれぞれ次の各号に掲げる監護等児童の区分に応じ、当該各号に定める額（次条第二項において「加算額」という。）を加算した額とする。

1 第一加算額対象監護等児童（基本額対象監護等児童以外の監護等児童のうちの一人をいう。次号において同じ。）一万円

2 第二加算額対象監護等児童（基本額対象監護等児童及び第一加算額対象監護等児童以外の監護等児童をいう。）六千円

（手当額の自動改定）

第五条の二 基本額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指數」という。）が平成五年（この項の規定による基本額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指數を超えて、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の基本額を改定する。

2 前項の規定は、加算額について準用する。この場合において、同項中「平成五年」とあるのは、「平成二十七年」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。（認定）

第六条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならぬ。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

（支給期間及び支払期月）

第七条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月（第十三条の三第一項において「支給開始月」という。）から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎年一月、三月、五月、七月、九月及び十一月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

（手当の額の改定期）

第八条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至つた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

（手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。）

（支給の制限）

第九条 手当は、受給資格者（第四条第一項第一号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他の政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したもののが無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2 受給資格者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。

（手当は、受給資格者（前条第一項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したもののが無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。）

第十一条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条规定第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

第十二条 震災、風水害、火災その他のこれらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一扶養配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の十月までは、支給しない。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は一部を都道府県、市（特

別区を含む。) 又は福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)に返還しなければならない。

一 当該被災者(第九条第一項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したもの有無及び数に応じて、第九条第一項に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者(第九条第一項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したもの有無及び数に応じて、第九条第一項に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

三 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第十条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第十三条 第九条から第十一条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第十三条の二 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていてるとき。

三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていてるとき。

四 父又は母の死亡について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による遺族補償その他の政令で定める法令によるこれに相当する給付(以下この条において「遺族補償等」といいう。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付(次項において「障害基礎年金等」という。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一項の規定によりなお從前の例によるものとされた同法

第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 遺族補償等(父又は母の死亡について支給されるものに限る。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付(子を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の額に相当する額を支給しない。

三 第一項各号列記以外の部分及び前項の政令を定めるに当たつては、監護等児童が二人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が一人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることのないようにするものとする。

第十三条の三 受給資格者(養育者を除く。以下この条において同じ。)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき(第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき)は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただ

し、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えることができない。

二 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、内閣府令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。

三 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第一項の規定による命令に従わず、又は同一項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

二 受給資格者が、正当な理由がなくて、求職活動その他内閣府令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。

三 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠つているとき。

四 受給資格者(養育者を除く。)が、正当な理由がなくて、求職活動その他内閣府令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。

五 受給資格者が、第六条第一項の規定による認定の請求又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめができる。

第十五条 手当の支払を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめができる。

第十六条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、その者の監護等児童であつた者にその未支払の手当を支払うことができる。

第十七条 都道府県知事のした手当の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。

(審査請求)
第十八条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

第十九条 第二項の規定により市長又は福祉事務所を管理する町村長が手当の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政機関の長に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に對してするものとする。

(裁決をすべき期間)
第二十条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

第二十一条 審査請求人は、審査請求をした日(行政不服審査法第二十三條の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、都道府県知事が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。

一 当該審査請求をした日から六十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

(時効の完成猶予及び更新)
第十九条 手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。
 (再審査請求)

第二十条 手当の支給に関する審査請求についての不服申立ては、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

第四章 雜則

(費用の負担)

第二十一条 手当の支給に要する費用は、その三分の一に相当する額を国が負担し、その三分の二に相当する額を都道府県等が負担する。

(時効)

第二十二条 手当の支給を受ける権利は、これを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第二十三条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、國税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。(不正利得の徴収)

第二十四条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第二十五条 租税その他の公課は、手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。(期間の計算)

第二十六条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に關する規定を準用する。(戸籍事項の無料証明)

第二十七条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。)は、都道府県知事等又は受給資格者に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例の定めるところにより、受給資格者又は監護等児童の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。(届出)

第二十八条 手当の支給を受けている者は、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、内閣府令の定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。(相談及び情報提供等)

第二十九条の二 都道府県知事等は、第六条第一項の規定による認定の請求又は前条第一項の規定による届出をした者に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 都道府県知事等は、受給資格者(養育者を除く。)に対し、生活及び就業の支援(当該支援に関する情報の提供を含む。次項において同じ。)その他の自立のために必要な支援を行うことができる。

(時効の完成猶予及び更新)
第二十九条 手当の支給に関する処分に係る審査請求についての不服申立ては、時効の完成猶予及び更新に関しては、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

第三十条 都道府県知事等は、必要があると認めるとときは、受給資格者に対して、受給資格の有关规定及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類(当該児童の父又は母が支払った当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。)その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者、当該児童、第四条第一項第一号イ若しくは第二号イに該当する児童の父母その他の関係人に質問させることができる。

2 都道府県知事等は、必要があると認めるとときは、受給資格者に対して、第三条第一項若しくは第四条第一項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより手当の支給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。

3 前二項の規定によつて質問又は診断を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第三十一条 都道府県知事等は、手当の支給に關する処分に關し必要があると認めるとときは、受給資格者、当該児童、第四条第一項第一号イ若しくは第二号イに該当する児童の父若しくは母若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、日本年金機構、法律によつて組織された共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に對し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(手当の支払の調整)

第三十二条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第十二条第二項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における

当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。(実施命令)

第三十三条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他の執行について必要な細則は、内閣府令で定める。(町村長が行う事務等)

第三十四条の二 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の規定の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者(地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会)又は広域連合の長(同法第二百九十二条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会)を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

3 都道府県知事等は、受給資格者(養育者を除く。)に対する生活及び就業の支援その他の自立のために必要な支援について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。(調査)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和四〇年三月三一日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第五十九条、第六十二条及び第六十六条の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

（その他の法令の一部改正に伴う経過規定の原則）

第五条 第二章の規定による改正後の法令の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年分以後の所得税又はこれらの法令の規定による改正後の法令の規定による改正後の法人的の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和四〇年五月三一日法律第九三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法別表の改正規定及び第二条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は昭和四十年八月一日から、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条及び第七十九条の二第三項の改正規定は同年九月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年六月一一日法律第一三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三条の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四条から附則第四十三条まで及び附則第十五条规定は昭和四十一年二月一日から施行する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 前条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項第十五号の規定にかかるわらず、昭和四十一年二月一日において現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対する附則第十五条第一項の規定により支給される障害補償年金又は長期傷病補償給付たる年金は、同法第四条第三項第二号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

附 則（昭和四一年五月九日法律第六七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 前条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項第十六号の規定にかかるわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対する附則第三条の規定により支給される障害補償年金は、同法第四条第三項第二号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

附 則（昭和四一年七月一日法律第一二一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四一年七月一五日法律第一二七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は昭和四十一年十

月一日から、第五条の改正規定は昭和四十二年一月一日から施行する。

附 則（昭和四二年七月二九日法律第九五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第二条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四二年八月一日法律第一二二号）抄

附 則（昭和四二年八月一七日法律第一三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第二章の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項第十七号の規定にかかるわらず、この法律の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項第十八号の規定にかかるわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対する旧法に基づく条例の規定に基づき支給される年金たる障害補償は、同法第四条第三項第二号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

附 則（昭和四三年五月一八日法律第六九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七条第一項及び第七十九条の二第三項の改正規定並びに同条第六項を削る改正規定は昭和四五年十月一日から、第二条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第三条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は同年九月一日から施行する。

附 則（昭和四六年三月三〇日法律第一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四六年十一月一日から施行する。

附 則（昭和四七年六月二三日法律第九七号）抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和四七年十月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第六十六条第一項から第三項まで並びに第六十七条第二項及び第三項の改正規定、第二条中児童扶養手当法第十条、第十一条及び第十二条第二項第二号の改正規定、第三条中特別児童扶養手当法第九条、第十条及び第十二条第二項第二号の改正規定並びに附則第二条第二項、附則第三条第二項及び附則第四条第二項の規定は公布の日から、第一条中国民年金法第三十三条第一項ただし書、第三十八条及び第四十三条の改正規定並びに附則第二条第一項の規定は同年七月一日から、第一条中国民年金法第十八条の改正規定は昭和四八年三月一日から施行する。

第二条 この法律による改正後の国民年金法第六十六条第一項から第三項まで並びに第六十七条第二項第二号の規定は、昭和四十七年五月一日から適用する。

附 則（昭和四八年九月二六日法律第九三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四八年十月一日から施行する。ただし、第二条及び次条第二項の規定

は、昭和四九年一月一日から施行する。

附 則（昭和四九年六月二二日法律第八九号）抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。
(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和五十七年八月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五八年一二月三日法律第八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和六〇年五月一日法律第三四号(昭和六〇年六月七日法律第四八号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

第一条 この法律は、昭和六十年八月一日から施行する。ただし、第四条に二項を加える改正規定、第二十九条第一項の改正規定(「当該児童」の下に「第四条第一項第一号イ若しくは第二号イに該当する児童の父母」を加える部分に限る。)及び第三十条の改正規定並びに次条の規定は、政令で定める日から施行する。

2 政府は、前項ただし書に規定する政令を定めるに当たつては、婚姻を解消した父母の児童に対する扶養義務の履行の状況、当該父又は母の所得の把握方法の状況等を勘案しなければならない。(支給要件に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の児童扶養手当法(以下「新法」という。)第四条第四項の規定は、前条第一項ただし書に規定する政令で定める日以後に父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)を解消したことにより新法第四条第一項第一号イ又は第二号イに該当するに至った児童についての児童扶養手当(以下「手当」という。)に関する適用する。

(手当額に関する経過措置)

第三条 新法第五条の規定は、昭和六十年八月以降の月分の手当について適用し、同年七月以前の月分の額については、なお従前の例による。

(認定の請求に関する経過措置)

第四条 新法第六条第二項の規定は、この法律の施行後に手当の支給要件に該当するに至った者の当該手当の認定の請求について適用する。

(費用負担に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際この法律による改正前の児童扶養手当法(次条第二項において「旧法」という。)第六条の規定による認定を受けている者又はこの法律の施行の際同条の規定による認定の請求をしている者であつて新法第六条の規定による認定を受けたもの(次条第一項において「既認定者等」という。)に係る手当の支給に要する費用については、なお従前の例による。

(手当の支給事務に関する経過措置)

第六条 既認定者等に係る手当の支給に関する事務は、政令で定める日までの間は、国が取り扱うものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和六一年四月三〇日法律第四〇号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条(法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十六条の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法

和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十六条の三の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。
(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和六十一年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年五月八日法律第四六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律(第十一條、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年六月二日法律第四四号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条(法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十六条の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法律第三十四号附則第三十二条第二項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和六十二年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六三年五月二四日法律第五六号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条(法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十六条の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法律第三十四号附則第三十二条第二項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和六十三年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年四月一〇日法律第二二号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条(法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十六条の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法

第三条 第二条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条(法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十六条の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中地方自治法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条(ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定)公布の日

二 略

三 第二百六条の規定及び附則第二百六十八条中地方自治法別表第一児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の項の改正規定 平成十四年八月一日

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第二百六十二条において「國等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、

2 施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第

二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定)公布の日

附 則 (平成一四年六月七日法律第一一一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年七月四日法律第一〇一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百二十四条 移行農林共済年金及び移行農林年金は、児童扶養手当法の適用については、同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

附 則 (平成一四年一月二九日法律第一一九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (児童扶養手当法の一帯改定に伴う経過措置)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百二十九条 第二章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定)公布の日

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

う。)の支給要件(以下この条において「新支給要件」という。)に該当すべき者(第三条の規定による改正前の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件(以下この条において「旧支給要件」という。)に該当していない者に限る。)は、同日前においても、同日に新支給要件に該当することを条件として、当該新手当について新法第六条第一項の規定による認定の請求の手続をとることができる。

- 2 前項の手続をとった者が、平成二十六年十二月一日において、新支給要件に該当しているときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、同月から始める。
- 3 次の各号に掲げる者が、平成二十七年三月三十一日までの間に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。
- 4 認定の請求をしたときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、平成二十六年十二月一日において現に新支給要件に該当している者(旧支給要件に該当していない者に限り、第一項の手続をとった者を除く。)同月

二 平成二十六年十一月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至った者(旧支給要件に該当していない者に限る。)その者が新支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

三 第一項の手続をとった者及び前項第一号に掲げる者に対する新手当の支給に關し、新法第十三条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十六年十一月一日」とする。

(政令への委任)

- 4 第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

(施行期日)

第二条 この法律は、該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

二 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定

(公布の日)

二 第一条中国民年金法附則第九条の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第十七条

の十四の改正規定、第六条から第十二条までの規定、第十三条中年金生活者支援給付金の支給

に関する法律附則第九条の次に一条を加える改正規定及び第十四条の規定並びに附則第三条及

び第十七条の規定 平成二十七年一月一日

(延滞金の割合の特例等に関する経過措置)

第十七条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金(第十五号にあっては、加算金。以下この条において同じ。)のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

一から九まで 略

十 第八条の規定による改正後の児童扶養手当法附則第八項 児童扶養手当法第二十三条第二項

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに對する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに對する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てに提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

第二条 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第十二条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成二十八年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年六月三日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十八年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成三十一年一月一日

(イ) 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第七十九条第二項及び第三項の改正規

定、同法第八十三条第一項の改正規定、同法第八十三条の二の改正規定、同法第八十五条の改

正規定、同法第一百二十条の改正規定、同法第一百二十二条第三項の改正規定、同法第一百二十

三条第三項の改正規定、同法第一百二十五条第四項及び第一百二十七条第四項の改正規定、同法

四 次に掲げる規定 平成三十一年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第七十九条第二項及び第三項の改正規

定、同法第八十三条第一項の改正規定、同法第八十三条の二の改正規定、同法第八十五条の改

正規定、同法第一百二十条の改正規定、同法第一百二十二条第三項の改正規定、同法第一百二十

三条第三項の改正規定、同法第一百二十五条第四項及び第一百二十七条第四項の改正規定、同法

五 次に掲げる規定 平成三十一年一月一日

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

第一百六十六条の改正規定、同法第百八十五条第一項の改正規定、同法第百八十六条第一項第一号イ及びロ並びに第二項第一号の改正規定、同法第百八十七条の改正規定、同法第百九十条第二号の改正規定、同法第百九十四条の改正規定、同法第百九十五条の改正規定、同法第百九十五条の二（見出しを含む）の改正規定、同法第百九十八条第六項の改正規定、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の五の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法第二百三十条の三第一号の改正規定並びに同法別表第四の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条、第一百二十二条及び第一百二十三条の規定（国民年金法等の一部改正に伴う経過措置）

第一百二十三条

2 前条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の児童扶養手当法第九条第一項、前条（第三号に係る部分に限る。）の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六条及び前条（第六号に係る部分に限る。）の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条の規定は、それぞれ令和元年八月以後の月分の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別障害給付金（以下この項において「児童扶養手当等」という。）の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当等の支給の制限については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第一百四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なお従前の例による。（政令への委任）

第一百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（平成二十九年六月二日法律第四五号）抄

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の一、第百三条の三、第二百六十七条の一、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。（施行期日）

（国の補助に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。（政令への委任）

第五条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における費用に対する国の補助については、なお従前の例による。（政令への委任）

第六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

附 則

（平成三〇年六月八日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六

とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第十五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二（第二項の改正規定並びに同法別表第一の六八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六八十五条第二項及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定

（二 略）

三 第六条中児童扶養手当法第七条第三項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第三項の規定（児童扶養手当に関する経過措置）

第六条 平成三十年十月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。（児童扶養手当に関する経過措置）

二 第六条の規定による改正前の児童扶養手当法第七条第三項の規定に基づいて支払われた平成三十一年七月分の児童扶養手当は、第六条の規定による改正後の児童扶養手当法（次項において「新児童扶養手当法」という。）の規定による同月分の児童扶養手当とみなす。

三 平成三十一年八月分の児童扶養手当については、新児童扶養手当法第七条第三項（ただし書きを除く。）の規定にかかわらず、同年十一月に支払うものとする。（罰則に関する経過措置）

（七条）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（附 則）

（令和二年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

イ及びロ 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「千円」を「八百万円」に改める部分に限る。）同法第九十三条の改正規定（同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百十一条、第一百四十四条並びに第一百四十九条の規定

(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年六月五日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定(同項第十号の改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年国民年金等改正法)という。)附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定 公布の日

二 及び三 略

四 第十四条及び附則第十三条の規定 令和三年三月一日
(検討)
(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十二年法律第二十号)第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項(次項及び第四項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 次の各号に掲げる者が、令和三年六月三十日までの間に児童扶養手当法第六条の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童扶養手当の支給は、同法第七条第一項の規定にかかるわらず、当該各号に定める月から始める。

一 令和三年三月一日において現に児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件に該当している者(同日において当該支給要件に該当するに至った者を除く。)であつて第十四条の規定による改正後の児童扶養手当法第十三条の二第二項第一号に規定する障害基礎年金等(次号において「障害基礎年金等」という。)を受けているもの 同月

二 令和三年三月一日から同年六月三十日までの間に児童扶養手当の支給要件に該当するに至った者であつて障害基礎年金等を受けているもの その者が当該認定の請求に係る児童扶養手当の支給要件に該当するに至った日又は障害基礎年金等の受給権を有するに至った日のいずれか遅い日の属する月の翌月

前項第一号に掲げる者に対する児童扶養手当の支給に關し、児童扶養手当法第十三条の三の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日」とあるのは、「令和三年三月一日」とする。

3 令和三年二月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭手帳設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(廃除等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指定期の規定又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和四年六月二日法律第七七号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
一 略
二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）